

令和7年度みかんジュース販売促進事業企画提案募集要領

1 目 的

この要領は、令和7年度みかんジュース販売促進事業の委託業者選定に当たり、企画提案募集の方法及び選定方法について必要な事項を定める。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「5 企画提案の参加申込資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度みかんジュース販売促進事業

(2) 委託期間

契約日から令和8年3月20日（金）まで

(3) 業務内容

別添「令和7年度みかんジュース販売促進事業企画提案仕様書」のとおり

(4) 委託料上限額

2,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 申し込み・問い合わせ先

愛媛県農林水産部農政企画局農政課6次産業化推進グループ 田坂

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2514（直通）／ F A X：089-946-4584

メールアドレス nousei@pref.ehime.lg.jp

5 企画提案の参加申込資格

当該事業の実施に必要な能力を有し、次に挙げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国または地方自治体から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続きの開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者並びに宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応でき、かつ、緊急の打ち合わせ等が必要な場合にも迅速な対応ができること。

6 企画提案について

(1) 参加申込

企画提案に参加を希望する者は、次により「参加申込書（様式1）」を提出すること。

① 提出期限 令和7年8月15日（金）17時15分（必着）

② 提出方法 メール又はFAX

※送付後、到着を確認するため、提出先に電話すること。

③ 提出先 「4 申し込み・問い合わせ先」のとおり

(2) 質問受付

企画提案に係る質問がある場合は、次により「質問書（様式2）」を提出すること。なお、回答は参加申込者全員に行う。

① 提出期限 令和7年8月15日（金）17時15分（必着）

② 提出方法 メール又はFAX

※送付後、到着を確認するため、提出先に電話すること。

③ 提出先 「4 申し込み・問い合わせ先」のとおり

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の構成（様式自由）

ア 表紙

宛名「愛媛県知事」、タイトル「令和7年度みかんジュース販売促進事業企画提案書」、提出年月日、法人・団体名（正本のみ押印）を記載すること。

イ 企画提案内容

別添「令和7年度みかんジュース販売促進事業企画提案仕様書」に基づき作成すること。

ウ 法人・団体の概要

法人・団体の名称、代表者、所在地、設立年月日、従業員数、事業内容を記載すること。

エ 事業実績

過去に地方自治体等から受託し実施した6次産業化の取組支援や販売促進イベント等に関する実績を記載すること。

オ 見積書

イの企画提案内容を実施するために必要な経費を詳細かつ具体的に記載し、消費税及び地方消費税を含めること。

② 規格 日本産業規格A4

③ 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

④ 提出期限 令和7年8月27日（水）17時15分（必着）

⑤ 提出方法 郵送又は持参

※持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時30分から17時15分までとする。

⑥ 提出先 「4 申し込み・問い合わせ先」のとおり

⑦ 留意事項

- ア 応募申込に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- イ 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、企画提案書の部分的な差し替えは認めない。ただし、書類の不足・不備の補完等により、必要に応じて追加書類の提出を愛媛県が求めることがある。
- エ 企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式 3）を提出するものとする。
なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも辞退届（様式 3）を提出するものとする。また、辞退届の提出があった場合にも、提出された書類は返却しない。
- オ 参加申込した場合において、企画提案の提出期限までに企画提案書の提出がない者は、辞退したものとみなす。

7 選定方法

- (1) 提出された企画提案書については、別途設置する選定委員会において、別添「評価基準」に基づき書類審査を行い、評価点数の合計点が満点の 6 割以上である企画提案者の中から、最も点数が高かった者を委託候補者として決定する。
- (2) 選定委員会での合計点が同数の場合は、次の要領で委託候補者を選定する。
 - ① A（優れている）の数が多い者。
 - ② A（優れている）の数が同数の場合は、B（やや優れている）の数が多い者。
 - ③ B（やや優れている）の数も同数の場合は、C（普通）の数が多い者。
 - ④ C（普通）の数も同数の場合は、選定委員会委員長による代理くじ引きにより選定。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ① 見積額が、委託料上限額を超えるとき。
 - ② 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ③ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。
- (4) その他、選定方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて選定委員会で定める。

8 審査結果

審査結果は、企画提案書を提出したすべての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果はお知らせしない。

9 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議を行ったうえで、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。
その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金として、愛媛県会計規則第 152 条の規定により契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 別添「令和 7 年度みかんジュース販売促進事業企画提案仕様書」は、当該事業

の最低水準を示したものである。したがって、締結する契約書に添付される仕様書は、委託候補者の企画提案書に基づく県と提案者との協議により、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。

(4) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議を行ったうえで、契約を締結する。

(5) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

契約候補者となった場合に、電子契約を希望する場合は参加申込書の提出期限までに電子メール（nousei@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

10 スケジュール

- ① 募集開始 令和7年8月7日（木）
- ② 参加申込 令和7年8月15日（金）17時15分まで
- ③ 質問受付 令和7年8月15日（金）17時15分まで
- ④ 企画提案 令和7年8月27日（水）17時15分まで
- ⑤ 企画審査 令和7年9月上旬
- ⑥ 契約締結 令和7年9月中旬（予定）
- ⑦ 事業実施 契約締結日から令和8年3月20日（金）までの間

11 公正な企画提案の確保

- (1) 企画提案の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案の参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び企画提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案の参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案の参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びに選定に係る問い合わせ等の対応に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 本要領に定められた事項に違反した場合や不正な行為が行われた場合は、失格とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。また、選定作業のため、必要最小限の範囲で複写することがある。
- (4) 提案内容について確認が必要と判断される場合は、提案者に対してヒアリング（オンライン形式）を実施することがある。ヒアリング対象者、日時、方法等に

については、事前に個別に連絡する。

なお、ヒアリングの実施は、提案内容の確認や主旨の補足説明を目的としたものであり、審査結果に直接影響を与えるものではない。

- (5) 企画提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負う。